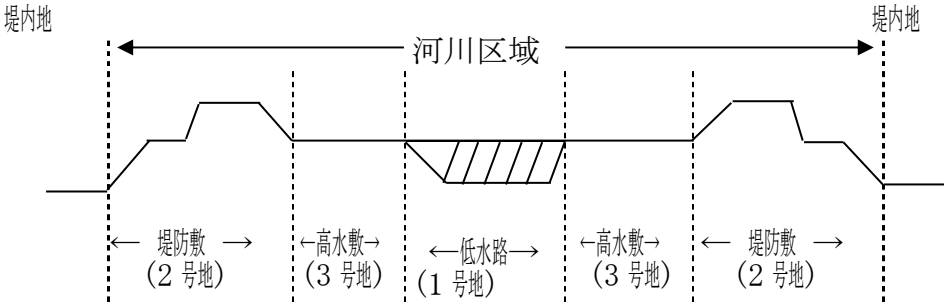


根拠法令	河川法（第23条～第29条）	担当課 担当係	河川整備課 総務管理係 0742-27-7503
制度の概要	河川区域内において、流水を占有すること、土地を占有すること、土石等採取すること、工作物を新築等すること及び土地を掘削すること等の行為をしようとする場合は、河川管理者の許可等を受けなければならない。		
目的	河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるよう河川区域内における一定の行為を規制することによって、公共用物である河川を保全し、適正に管理することを目的とする。		
対象地域	一級河川及び準用河川の区域		
規制内容	1 河川区域とは 一級河川及び準用河川の区域で次の土地の区域 (1) 河川の流水が継続して存する土地（水面）及びこれに類する土地の現況を呈する土地で河岸の土地を含む区域（1号地） (2) 河川管理施設（ダム、堰、堤防、護岸等）の敷地である土地の区域（2号地） (3) 堤外の土地の区域のうち1号地と一体として管理を行う必要のあるものとして河川管理者が指定した土地の区域（3号地）  2 河川区域において許可等を要する主要な行為 (1) 河川の流水を占有する行為（23条または23条の2） (2) 河川区域内の土地を占有する行為（24条） (3) 河川区域内の土地において土石（砂を含む）及び竹木、あし、かや等を採取する行為（25条） (4) 河川区域内の土地において工作物を新築、改築、または除却する行為（26条） (5) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為及び竹木の栽植若しくは伐採する行為（27条） (6) 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航（28条） (7) その他河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為（29条） 3 河川区域において罰則をもって禁止される主要な行為（抜粋） 河川区域内の土地に土石（砂を含む。）又はごみ、ふん尿鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる。（河川法施行令第16条の4第1項、第59条）		

許可等の基準	「河川敷地占用許可準則」、「河川管理施設等構造令」及び「工作物設置許可基準」による。																				
手続のフロー図	河川法の規定による河川区域における行為の許可申請 1 一級河川（県管理区間）の場合 （1）23条の場合（但し、更新事務に関するものを除く。） <table><tr><td>申請者</td><td>管轄土木事務所</td><td>河川整備課</td></tr><tr><td>許可申請書</td><td>受理</td><td>受理 審査 許可</td></tr><tr><td>提出</td><td>進達</td><td></td></tr><tr><td>許可通知</td><td>許可通知</td><td></td></tr></table> ※但し、水利使用の目的及び規模が次の内容である「特定水利使用」の場合は、県管理区間であっても国の許可となるので、下記2（1）～（4）のうち該当する関係事務所に問い合わせること。 ○発電（1,000kw以上の発電） ○取水量が最大2,500 m³/日以上又は給水人口が10,000人以上の水道 ○取水量が最大2,500 m³/日以上 of 鉱工業用水道 ○取水量が最大1 m³/秒以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがい （2）上記以外の場合 <table><tr><td>申請者</td><td>管轄土木事務所</td></tr><tr><td>許可申請書</td><td>受理 審査 許可</td></tr><tr><td>提出</td><td></td></tr><tr><td>許可通知</td><td></td></tr></table> 2 一級河川（国土交通省管理区間）の場合 （1）淀川水系・・・木津川上流河川事務所 （2）大和川水系・・・大和川河川事務所 （3）紀の川水系・・・和歌山河川国道事務所又は紀の川ダム統合管理事務所 （4）新宮川水系・・・紀の川ダム統合管理事務所又は紀南河川国道事務所 に問い合わせること。 3 準用河川の場合 市町村の担当課に問い合わせること。	申請者	管轄土木事務所	河川整備課	許可申請書	受理	受理 審査 許可	提出	進達		許可通知	許可通知		申請者	管轄土木事務所	許可申請書	受理 審査 許可	提出		許可通知	
申請者	管轄土木事務所	河川整備課																			
許可申請書	受理	受理 審査 許可																			
提出	進達																				
許可通知	許可通知																				
申請者	管轄土木事務所																				
許可申請書	受理 審査 許可																				
提出																					
許可通知																					